

第2次小諸市ごみ処理基本計画【概要版】

基本的事項

1. 趣旨

- 一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理基本計画は、小諸市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針を定めています。
- ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定め、いわば“羅針盤”として活用していくものです。
- 小諸市総合計画、環境基本計画との整合を図り、ごみ処理基本計画を改定します。
- 新ごみ処理基本計画を推進することで、SDGs、ゼロカーボンシティの実現に貢献します。
- プラスチック資源循環促進法（令和4年4月施行）、食品ロス削減推進法（令和元年10月施行）に関連する計画も包含するものとします。

2. 位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、家庭系ごみを対象とするごみ処理基本計画と、し尿等を対象とする生活排水処理基本計画から構成されています。

本計画は、この計画の内、ごみ処理基本計画を定めるものです。

なお、法施行規則第1条の3では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、実施計画を毎年度策定することが規定されています。

3. 計画対象区域

小諸市内全域を対象とします。

4. 計画範囲

計画の対象	■小諸市内で発生するすべてのごみ ■小諸市が自ら処理するごみ ■廃棄物処理法第6条の2第5項に基づく多量排出事業者に指示して処理させるごみ ■小諸市以外の者が処理するごみ
対象とするごみの取扱い	■循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則に則る

5. 計画期間

- 計画期間 : 令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間
- 中間年度 : 令和9年度に中間年度を設定し、計画の見直しを行います。

目指す環境像

1. 目指す環境像

小諸市環境基本計画では、昨今の解決すべき国の重要課題として、「ゼロカーボン（炭素中立）」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」が示されていることから、本市では、「ゼロカーボン」、「資源循環」、「自然共生」の分野に加え、地域の環境の基盤となる「生活環境」と4つの分野を包含する「くらし、まなび、つながり」の5つの分野を設定することとしています。

ごみ処理基本計画は、2つ目の柱である資源循環の施策目標に順ずることとします。

小諸市環境基本計画の
目指す環境像

豊かな自然と共に暮らし
だれもが心やすらげる
ゼロカーボンなまち こもろ

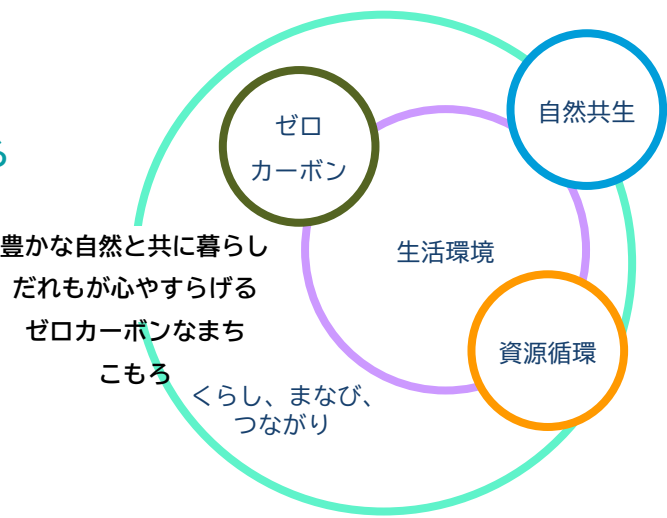


図 環境像を実現するための5つの分野

小諸市ごみ処理基本計画
の目指す環境像

ずく出して「ごみを資源に」
ゼロカーボンで
循環型のまちづくりを推進する

本計画の基本方針

クリーンヒルこもろでのごみの焼却量を、現在の年間約7,000 t から約6,000 t へ減量することで、焼却コストを抑制し、かつ焼却炉の負荷を減らすことによって施設の長寿命化を図ることを目標とします。また、燃やすごみを減らすことにより、CO₂の発生量を抑制します。

計画の期間は令和 6 年度から令和13年度までの 8 年間とします。目標の中間年度は令和 9 年度、目標達成年度を計画の最終年度である令和13年度に定めます。

- (ア) 4 Rの推進等による廃棄物の減量化
- 家庭・事業所等から出るごみの量を減らします。
令和 4 年度 5,410 t から目標年度 100 t の削減
 - ・広報こもろ等のメディアを通じて、☆食品ロス削減のPR活動を行います。
 - ・資源が搬出できるリサイクル回収ボックスを数箇所に設置し、市民の利便性を向上させます。
 - ・広報こもろ等で不用品は買わない等のエシカル消費のPR活動を行います。
 - プラスチック資源循環促進法に則したプラスチック製品の分別回収を行います。
令和 4 年度 632 t から目標年度400 t の削減
 - (令和 5 年度 調査・研究、令和 6 年度 方法の検討・決定、令和 7 年度 説明会・広報、令和 8 年度 分別回収の開始)
 - ・現在、ごみとして燃やしているプラスチック製品を資源として分別回収します。
 - ・プラスチック製品がプラスチック製容器包装と併せて分別回収できるかを検討します。
 - ・プラスチック製品の梱包のライン、ストックヤードがクリーンヒルこもろでは対応できないため、増設するか、委託するかを検討を行います。
 - ・プラスチック製品用のごみ袋を製作し、処理料金について検討します。

- (イ) ごみの分別と適正処理
- 燃やすごみに含まれる生ごみを分別し、減量します。
令和 4 年度 567 t から目標年度 300 t の削減
 - 燃やすごみに含まれる古紙類を分別し、減量します。
令和 4 年度 592 t から目標年度 200 t の削減
 - ・古紙類が資源物に分別された場合、焼却費用の削減及び売却益で2,000万円を超える節約効果があることを分かり易くPRします。
- (ウ) 市民、事業者、市の取組の推進
- 事業者へ分別指導を実施することで適正排出を促し、ごみの排出量を抑制します。
 - 市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量を減らします。
令和 3 年度807 g →計画最終年度767 g
 - ・上記ごみの排出量は中間年度には787 g。計画最終年度には767 g と目標を定めます。
 - ・市職員も衛生自治会と協力して集積所に立ち、分別指導を行います。
 - ・ごみの分別、減量についてのポスターを作成し、集積所に掲示します。

数値目標

指標の分類	指標の名称	単位	基準年度/中間年度/目標年度			計算方法
			令和 4 年度	令和 9 年度	令和13年度	
廃棄物の発生	市民 1 人 1 日当たりごみ総排出量（集団回収量分を含む）	g/人・日	807 (令和 3 年度)	787 (▲20)	767 (▲40)	ごみ総排出量÷総人口÷366（一般廃棄物処理実態調査結果）
	家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）	トン	5,410	5,360 (▲50)	5,310 (▲100)	燃やすごみ5,107トン＋埋立ごみ303トン＝5,410トン
ごみの適正処理	燃やすごみに含まれる生ごみの分別	トン	567	417 (▲150)	267 (▲300)	燃やすごみ5,107トン×11.1%（R 4 組成調査）＝567トン
	燃やすごみに含まれる古紙類の分別	トン	592	492 (▲100)	392 (▲200)	燃やすごみ5,107トン×11.6%（R 4 組成調査）＝592トン
	燃やすごみに含まれるプラスチック製品の再資源化	トン	632	432 (▲200)	232 (▲400)	プラスチック製品4.1%、汚れたプラスチック製容器包装2.61%、リサイクルできるプラスチック製容器包装5.24%、レジ袋0.42%で合計12.37%、5,107トン×12.37%＝632トン

指標の分類	指標の名称	単位	基準年度/目標年度			計算方法
			令和 4 年度	令和 9 年度	令和13年度	
費用対効果	人口 1 人当たり年間処理経費	円/人	13,261	12,761	12,261	廃棄物処理に要する総費用÷人口

指標の分類	指標の名称	単位	基準年度/目標年度		計算方法
			令和 4 年度	令和13年度	
温室効果ガスの排出	廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減（CO ₂ ,CH ₄ ,N ₂ O）	トン-CO ₂	1,200	600 ▲50% R4年度比	温室効果ガス排出量(推計値)÷基準年度温室効果ガス排出量

注）プラスチックごみと合成繊維の焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO₂と一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH₄とN₂O排出量を推計した数値です。プラスチックごみと合成繊維の資源化により排出量の抑制を目指すものです。

施策体系

2. 資源循環	ずく出して「ごみを資源に」循環型のまちづくりを推進する
---------	---

施策2－1
4 Rの推進による廃棄物の減量化

方針

4 Rの推進

[リデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（再利用）]

●家庭・事業所等から出るごみの量を減らす

●食品ロスを減らす

[リサイクル（再資源化）]

●プラスチック資源循環促進法に則したプラスチック製品の分別回収を行う

●資源の循環的な利用ができる体制や仕組みづくり

●バイオマスの利用促進・拡大

[リプレイス（代替素材への転換）]

●使い捨てプラスチック製品等から代替素材に転換する

施策2－2
ごみの適正処理

方針

ごみの適正処理

●燃やすごみに含まれる生ごみの減量

●燃やすごみに含まれる古紙類の減量

施策2－3
市民、事業者、市の取組の推進

方針

市民、事業者、市の取組の推進

●事業者へ分別指導を実施することで適正排出を促し、ごみの排出量を抑制

●市民1人1日あたりのごみの排出量を減らす

施策2－4
ごみ処理施設の長寿命化と持続可能な運営

方針

ごみ処理施設の長寿命化と持続可能な運営

●燃やすごみの減量により、施設への負荷を減らし、機器の長寿命化や補修費の削減を図る

施策2－5
安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制の推進

方針

安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制の推進

●効率的な収集運搬体制の維持

●不法投棄等対策

●災害時における廃棄物処理体制の維持

▲脱炭素先行地域での取組

2-1-1	資源物の分別を推進し、燃やすごみの排出量を削減
2-1-2	リユースの普及啓発及び実践
2-1-3	商品の過剰包装の抑制
2-1-4	広報こもろ等のメディアを通じた食品ロス削減のPR活動
2-1-5	食品ロスに配慮した消費行動に向けた啓発、情報発信「残さず食べよう！30・10」運動の推進
2-1-6	フードバンク・フードドライブ、フードシェアリング等の活用の推進
2-1-7	学校給食での地産地消
2-1-8	プラスチック製品の分別回収
2-1-9	資源回収ボックスの設置による利便性の向上
2-1-10	廃油リサイクル事業
2-1-11	広報こもろ等で不用品は買わない等のエシカル消費のPR活動を実施

2-2-1	燃やすごみに含まれる生ごみの減量
2-2-2	燃やすごみに含まれる古紙類の減量
2-2-3	広報こもろ等で資源物の分別による節約効果についてのPR活動を実施

2-3-1	衛生自治会と市職員が協力して集積所に立ち、分別指導を実施
2-3-2	ごみ減量アドバイザーの活動
2-3-3	地域における環境学習等の活動の推進
2-3-4	クリーンヒルこもろの環境学習スペースを活用した環境学習
2-3-5	ごみの分別、減量についてのポスター作成・集積所への掲示
2-3-6	組成調査を年2回実施、分析を行い、ごみの分別・再資源化を図る
2-3-7	グリーン購入の推進

2-4-1	持続可能な施設運営の検討
2-4-2	省エネや再エネ導入に関する方策の検討

2-5-1	委託先と連携した安定した収集運搬体制の維持
2-5-2	家庭系ごみの個別収集の実施
2-5-3	不法投棄対策の強化
2-5-4	計画の実効性を高めるための訓練の実施
2-5-5	研修参加等による情報収集

食品ロス削減推進計画

1. 計画の基本的事項

小諸市の食品ロスの削減に向けた取組は「小諸市ごみ処理基本計画」において、優先的な取組として位置づけ、市域全体で食べ物を大切にする活動を展開していきます。

小諸市の食品ロス削減の取組をより一層充実させ総合的かつ計画的に推進するため「小諸市食品ロス削減推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

令和元年5月24日に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）第11条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、長野県が令和3年に食品ロス削減推進計画を策定した。こうした状況を踏まえ、小諸市においても食品ロス削減への取組を一層進め、持続可能な社会の実現を目指すため、「小諸市食品ロス削減推進計画」を「小諸市ごみ処理基本計画」の一部と位置づけました。

3. 計画期間

本計画は、「ごみ処理基本計画」と同期間とします。

4. 市民、事業者、市の取組の推進

■ 市民・事業者とともに取り組むこと

- 市民
 - ・買い物の前に冷蔵庫の中の在庫を確認し、食材を買いすぎないようにする
 - ・買い物の際は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、陳列順に購入する
 - ・調理の際は、食べられる分だけ作り、食材が余ったときは使い切りレシピを活用する
 - ・食べきれなかった食品は、冷凍など傷みにくい保存方法を検討する
 - ・外食する際は、食べきれる量を注文し、「30・10運動」に取り組む
 - ・食材や食品を活用できない場合は、フードドライブへの寄付やお裾分けを検討する
- 事業者
 - ・食品製造・卸・小売・外食事業者は、食品ロス削減推進法に則した取組を推進する（納品期限の見直し、適量仕入れや切り売りの実施、フードバンク等への寄附など）

■ 市が率先して取り組むこと

- 食品ロス発生状況や調査・研究に関する情報の収集及び提供
- 広報こもろでの呼びかけ
- 食品ロス削減に関する行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、市のホームページやイベントでの啓発
- 庁内での食品ロス対策の実践

計画の進行管理

1. 進捗管理体制

環境審議会、市民会議等の機関を中心に、計画の進行状況や施策の実施状況を確認する管理体制により、達成度の把握や評価を行います。

2. 計画と目標の共有化

市民・事業者・市のそれぞれの主体が本計画に対する理解を深め、連係してごみ減量・再資源化に取り組むため、本計画をわかりやすく説明しながら広くPRしていきます。

3. 計画の進行管理・評価と見直し

計画を着実に進めるために、事業の進捗状況や目標の達成状況を毎年度把握することで進行管理を行います。さらに、必要に応じて事業の見直しを行います。

また、評価と見直しについては、「ごみ処理基本計画策定指針」（2016年9月 環境省）に示されている概ね5年後の計画改定を見据えて、中間年度である令和9年度に、計画全体の評価と見直しを行います。